

長浜バイオ大学学位規程

〔 2006 年 5 月 31 日
規程 第 64 号 〕

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、学校教育法第 68 条および学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）にもとづき、本学において授与する学位に関する必要事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士とする。

(専攻分野等の名称)

第 3 条 学位を授与する者に、専攻分野名称として「バイオサイエンス」を付記する。

第 4 条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、長浜バイオ大学と付記するものとする。

2 学位記の様式は、別表 1 のとおりとする。

第 2 章 学 士

(学士学位授与の要件)

第 5 条 学士学位の授与は、本学学則の定めるところにより、本学学部の卒業要件を満たした者に行う。

(学位授与)

第 6 条 学士学位の授与決定は、教授会の議を経て学長が行う。

第 3 章 修 士

(修士学位授与の要件)

第 7 条 修士学位の授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程前期課程（修士課程）を修了した者に行う。

(授与申請)

第 8 条 修士学位授与を申請する者は、学位授与申請書に学位論文 3 部を添えて、研究科長に申請するものとする。申請書類の様式は、別表 1 の通りとする。

(論文内容の要旨等の提出)

第 9 条 修士論文の審査のために必要な場合には、前条に定めるもののほかに、論文内容の要旨および資料等を提出させることができる。

(修士論文審査)

第 10 条 修士学位授与に関する論文の審査にあたっては、本学大学院学則の定めるところによる。

(修士論文返還)

第 11 条 受理した修士論文は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(修士論文審査および試験)

- 第 12 条** 第 8 条による論文審査および試験は、研究科委員会に審査委員会を設けて行う。
- 2 審査委員会は、専攻科目および関連科目担当の本学専任教員 3 人以上によって組織し、うち 1 人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、本学の上記以外の専任教員または他大学院、研究所等の教員等を加えることができる。
- 3 試験は、論文審査を中心とし、これに関連ある科目について試問を行う。

(試験の免除)

- 第 13 条** 研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めた場合には、試問の全部または一部を免除することができる。

(審査および試験の期間)

- 第 14 条** 修士論文の審査および試験は、その在学期間中に終了するものとする。

(修士学位授与審査)

- 第 15 条** 審査委員会は、修士論文の審査および試験が終了したときは、論文内容の要旨、論文審査および試験の結果要旨に審査委員会の意見を添えて、研究科委員会に報告するものとする。研究科委員会は、前項の報告にもとづき、学位授与のための審査を行う。学位授与の議決は、構成員の 3 分の 2 以上が出席する委員会において、その 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

- 第 16 条** 研究科委員会は、学位授与を議決したときは、論文内容の要旨、論文審査および試験の結果要旨に研究科委員会の意見書を添えて学長に報告するものとする。ただし、合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

(修士学位授与)

- 第 17 条** 学長は、研究科委員会の決定にもとづいて修士学位を授与し、別表 1 に定める様式により学位記を授与して、これを証明する。

第 4 章 博 士

(博士学位授与の要件)

- 第 18 条** 博士学位の授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程後期課程を修了した者に行う。
- 2 前項のほか、本学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、博士の学位を授与する。

(授与申請)

- 第 19 条** 博士学位の授与を申請する者は、次の各号のいずれかによる。なお、申請書類の様式は、別表 1 の通りとする。
- (1) 前条第 1 項による者にあつては、学位授与申請書に学位論文 3 部、論文目録 3 部、履歴書 3 部、論文要旨〔和文および英文各 3 部〕および論文要旨の記録媒体を添えて、研究科長に申請するものとする。
- (2) 前条第 2 項による者にあつては、学位授与申請書に学位論文 3 部、論文目録 3 部、住民票記載事項証明書 3 部、履歴書 3 部、論文要旨〔和文および英文各 3 部〕、論文要旨の記録媒体および別表 2 による学位審査手数料を添えて、学長に申請するものと

する。ただし、本学大学院博士課程後期課程に所定の年限在学し、学則に定める履修要件を満たした者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して1年以内に申請する者の学位審査手数料は50,000円とする。

(論文内容の要旨等の提出)

第20条 博士論文審査のために必要な場合には、前条に定めるもののほか、論文内容の要旨および資料等を提出させることができる。

(博士論文審査)

第21条 第18条の博士学位授与に関する論文審査にあたっては、本学大学院学則の定めるところによる。

(博士論文の受理および審査の委嘱)

第22条 第19条第2号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に応じて、当該研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

(博士論文および学位審査手数料の返付)

第23条 受理した博士論文および学位審査手数料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(博士論文審査および試験)

第24条 論文審査および試験は、研究科委員会に審査委員会を設けて行う。

- 2 審査委員会は、専攻科目および関連科目担当の本学専任教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、他大学院、研究所等の教員等を加えることができる。
- 3 試験は、論文審査を中心とし、これに関連ある科目について試問を行う。
- 4 第18条第2項における学力の確認は、博士学位授与申請者が本学大学院博士課程後期課程を経た者と同等以上の学力を有するか否かについて試問を行う。
- 5 試験は製本原稿1部および論文の記録媒体1部の提出をもって終了する。

(試験の免除)

第25条 研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めるときは、試問の全部または一部を免除することができる。

- 2 第19条第2項で博士学位授与申請した者は、学力の確認を免除することができる。

(審査および試験の期間)

第26条 博士論文の審査および試験は、原則として申請書を受理してから3ヶ月以内に終了するものとする。

(博士授与審査)

第27条 審査委員会は、博士論文審査および試験が終了したときは、論文内容の要旨、論文の審査および試験結果の要旨に審査委員会の意見を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

- 2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、学位授与のための審査を行う。
- 3 学位授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する委員会において、無記名投票により3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第 28 条 研究科委員会は、学位授与を議決したときは、論文内容の要旨、論文の審査および試験結果の要旨に研究科委員会の意見書を添えて学長に報告するものとする。

(博士学位授与)

第 29 条 学長は、研究科委員会の決定にもとづいて博士学位を授与し、別表 1 に定める様式により学位記を授与して、これを証明する。

第 5 章 学位の取消

(学位授与の取消)

第 30 条 修士、博士の学位授与を受けた者で、不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すことができる。

- 2 前項の議決は、構成員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。
- 3 学士についての取扱いについては、第 1 項を準用する。

第 6 章 論文の公表および保存

(博士論文要旨等の公表)

第 31 条 大学は、博士学位を授与したときは、授与した日から 3 ヶ月以内にその論文内容の要旨および論文審査結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 32 条 博士学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位授与を受ける前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 博士学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に、その論文をインターネットにより公表するものとする。ただし、学位授与を受ける前にすでにインターネットにより公表したときは、この限りでない。
- 3 「やむを得ない事由」により 1 年を超えて全文をインターネットによる公表ができない場合には、内容を要約したものをインターネットにより公表し、「やむを得ない事由」が解消した場合には速やかにインターネットにより全文を公表しなければならない。
- 4 前項の規程により博士論文を公表するときは、長浜バイオ大学審査博士論文である旨を明記しなければならない

(修士論文および博士論文の保存)

第 33 条 修士論文の 1 部は、本学に保存する。

- 2 博士論文の製本原稿および論文の記録媒体の各 1 部は、本学に保存する。

(記録の保存)

第 34 条 大学は、修士および博士学位を授与したときは、論文の審査および試験結果の要旨その他必要事項を記録した学位授与記録簿を作成して保存するものとする。

第 7 章 その他

(報告)

第 35 条 大学は、博士学位を授与したときは、授与した日から 3 ヶ月以内に所定の学位授

与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(規程の改廃)

第36条 本規程の改廃は、学長協議会の議を経て、理事会において行う。

附 則

本規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、2007年2月9日に改正し、2007年4月1日から施行する。(別表1 学士追加)

附 則

本規程は、2008年10月3日に改正し、2009年4月1日から施行する。(別表1)

附 則

本規程は、2011年11月28日に改正し、即日施行する。(第12条第2項、第24条第2項)

附 則

本規程は、2012年2月24日に改正し、即日施行する。(第4条第2項追加、第19条第2項追加、第25条、別表1の1(2)(3)①、2(1)(2)(3)(4)、別表2)

附 則

本規程は2013年7月30日に改正し、2013年4月1日より施行する。(第19条(2)、第24条5項追加、第31条、第32条、3～4項追加、第33条)

附 則

本規程は2018年2月28日に改正し、2018年4月1日より施行する。(第7条、第19条、第36条、別表1第2項第2号、別表2改正)

附 則

本規程は2021年2月24日に改正し、即日施行する。(別表1改正)

(2) 修士学位記の様式

(契印)

修第 号

学 位 記

大学印 (氏名)
(西暦) 年 月 日生

本学大学院バイオサイエンス研究科バイオサイエンス専攻の前期課程
(修士課程)において所定の単位を修得し最終試験に合格したので
修士(バイオサイエンス)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

長浜バイオ大学長 印

Nagahama Institute of
Bio-Science and Technology

This is to certify that
(Name)
(Nationality)
(The date of birth)

has fulfilled all the requirements for the degree of
Master of Bioscience

in the Graduate School of Bioscience
of this Institute,
and has been awarded that degree on this day,
(Date)

Diploma No.
President's Seal

President

Note: This is an official translation of the Japanese original.

(3) 博士学位記の様式

ア 第18条第1項によるもの

(契印)	
博甲第	号
学 位 記	
大学印	(氏名)
	(西暦) 年 月 日生
本学大学院バイオサイエンス研究科バイオサイエンス専攻の博士課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した ので博士(バイオサイエンス)の学位を授与する	
(西暦)	年 月 日
長浜バイオ大学長	印

Nagahama Institute of Bio-Science and Technology	
This is to certify that (Name) (Nationality) (The date of birth)	
has fulfilled all the requirements for the degree of Doctor of Bioscience	
in the Graduate School of Bioscience of this Institute, and has been awarded that degree on this day, (Date)	
Diploma No.	President
President's Seal	
Note: This is an official translation of the Japanese original.	

イ 第 18 条第 2 項によるもの

(契印)

博乙第 号

学 位 記

大学印 (氏名)
(西暦) 年 月 日生

本学大学院に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので
博士 (バイオサイエンス) の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

長浜バイオ大学長 印

Nagahama Institute of
Bio-Science and Technology

This is to certify that
(Name)
(Nationality)
(The date of birth)

has submitted dissertation and passed the prescribed examinations
and tests for the degree of Doctor of Bioscience

in the Graduate School of Bioscience
of this Institute,
and has been awarded that degree on this day,
(Date)

Diploma No.
President's Seal

President

Note: This is an official translation of the Japanese original.

2 学位授与申請に関する書類

(1) 第8条による修士学位授与申請書の様式

	(西暦) 年 月 日
学 位 授 与 申 請 書	
長浜バイオ大学大学院 バイオサイエンス研究科長 殿	バイオサイエンス研究科 バイオサイエンス専攻 氏名 ④ (西暦) 年 月 日生
長浜バイオ大学学位規程により修士（バイオサイエンス）の学位の授与を受けたく、 学位論文3部を添えて申請いたします。	
論 文 目 録	
主題文 題 名	
参考論文 題 名	

(2) 第 19 条第 1 号による博士学位授与申請書の様式

(西暦) 年 月 日	
学 位 授 与 申 請 書	
長浜バイオ大学大学院 バイオサイエンス研究科長 殿	バイオサイエンス研究科 バイオサイエンス専攻 (本籍) (都道府県) 氏名 ㊟ (西暦) 年 月 日生
長浜バイオ大学学位規程により博士（バイオサイエンス）の学位の授与を受けたく、 学位論文 3 部に下記書類および記録媒体を添えて申請いたします。	
記	
1 論文目録	3 部
2 履歴書	3 部
3 論文要旨 和文および英文	各 3 部
4 論文要旨の記録媒体	1 枚
以上	

(3) 第19条第1項第2号による博士学位授与申請書の様式

(西暦) 年 月 日																		
学 位 授 与 申 請 書																		
長浜バイオ大学長 <div style="text-align: right; padding-right: 20px;"> 住所 (本籍) (都道府県) 氏名 [Ⓔ] (西暦) 年 月 日生 </div>																		
長浜バイオ大学学位規程により博士(バイオサイエンス)の学位の授与を受けたく、 学位論文3部に下記書類および学位審査手数料を添えて申請いたします。																		
記																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">論文目録</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>住民票記載事項証明書</td> <td style="text-align: right;">3部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>履歴書</td> <td style="text-align: right;">3部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>論文要旨</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>和文および英文</td> <td style="text-align: right;">各3部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>論文要旨の記録媒体</td> <td style="text-align: right;">1枚</td> </tr> </table>	1	論文目録	3部	2	住民票記載事項証明書	3部	3	履歴書	3部	4	論文要旨			和文および英文	各3部	5	論文要旨の記録媒体	1枚
1	論文目録	3部																
2	住民票記載事項証明書	3部																
3	履歴書	3部																
4	論文要旨																	
	和文および英文	各3部																
5	論文要旨の記録媒体	1枚																
以上																		

(4) 第19条による論文目録の様式

論 文 目 録			
			長浜バイオ大学
報告番号	第 号	氏 名	Ⓔ
主論文 題名 () 冊数			
学術論文 題名 () 冊数			
参考論文 題名 () 冊数			
※既に印刷公表したものについては、その方法および年月日、未公表のものについては、公表の方法および時期を()内に記入すること。			

(2) 第 34 条による修士学位授与記録簿の様式

学 位 授 与 記 録 簿 (修 士)	
バイオサイエンス研究科	
氏名・生年月日	(西暦) 年 月 日生
入 学 年 度	(西暦) 年 4 月入学
学 位 の 種 類	修士 (バイオサイエンス)
授 与 年 月 日	(西暦) 年 月 日
学 位 論 文 の 題 名	
審 査 委 員	(主査)
結 論 文 審 査 結 果 要 旨	
試 験 結 果 要 旨	

(3) 第 34 条による博士学位授与記録簿の様式

学 位 授 与 記 録 簿 (博 士)	
バイオサイエンス研究科	
氏名・生年月日	(西暦) 年 月 日生
最終卒業学校名	(西暦) 年 月 卒業 修了見込 修了 単位取得退学 中退 満期退学
学位の種類	博士 (バイオサイエンス)
授与年月日	(西暦) 年 月 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 項該当者 (学位規則第 4 条第 項)
学位論文の題名	
審査委員	(主査)
論文内容要旨	
論文審査 結果要旨	
審査または 試験結果の要旨	

(4) 第 35 条による学位授与報告書の様式

学 位 (博 士) 授 与 報 告 書												
長浜バイオ大学大学院												
報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							
甲 第 乙 号	博士(バイオサイエンス)				都道府県							

別表 2 学位審査手数料

学位授与申請者の内訳		手数料
第 18 条第 1 項によるもの	博士課程在学者	0 円
第 18 条第 2 項によるもの	第 19 条第 2 号のただし条項により申請する者	50,000 円
	本法人の設置する学校の専任教職員	150,000 円
	上記以外の者	250,000 円